



ぽかぽか



あけまして

おめでとうございます

私達、医療福祉支援相談室（医療ソーシャルワーカー8名、ケアマネジャー7名、事務員1名、計16名）は、昨年末に育休者が復帰し、久しぶりに全員そろって新年のスタートを、きることができました。

昨年はいろいろなニュースがありましたが、11月～12月に行われた4年に一度のサッカーワールドカップの日本代表の健闘は今も心に残りますね。

さて、団塊の世代が75歳以上となる2025年まであと2年となりました。2022年時点で、筑西市の高齢化率は32.6%、桜川市は35.1%となっており、全国平均を上回っている状況です。今後は、高齢者人口が最大となる2040年を見据えた取り組みも必要になってきます。

また、新型コロナウイルスがもたらした新たな対応も課題です。入院時の面会制限から、在宅生活を希望されるご相談や、「コロナ禍で入院してしまい、これからの生活はどうなるの?」「自宅で介護したいけれど、どんな方法があるの?」「最期まで自宅で見てあげたいが・・・」など、介護や療養に関する個々の相談への対応が求められています。病状や、やむを得ない事情で在宅以外の療養場所を検討するケースもありますが、選択にはいろいろな道があります。皆さんと一緒に考え、最良の方法を模索し、ご支援させていただきたいと思っております。

新型コロナウイルスの感染拡大から4年目となります。当初は、こんなにも長く影響を受けることになるとは想像もできませんでしたが、生活習慣、意識、行動が様々に変化し、社会が動き出していることを実感しております。改めて、自分自身や家族の健康を保ち、仲間や職場を守り、その機能を維持することの難しさや大切さを感じています。引き続き感染対策に気を引き締めていく所存です。2023年が皆様にとってより良い年でありますようお願い申し上げます。

医療福祉支援相談室一同、本年もどうぞよろしく
お願いいたします。



こ34ん



年間の**介護** & **医療費**の負担を軽減！

高額介護合算療養費制度について

Q1 高額介護合算療養費制度とは？

- A 医療保険と介護保険、両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するもので、1年間（8月1日～翌年7月31日）に支払った医療保険と介護保険の自己負担を合計し、基準額を超えた場合に、超えた分が払い戻しされる制度です。

Q2 対象者は？

- A 以下の両方の条件に該当する世帯が対象となります。（世帯単位）
- ◎ 各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で、医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある世帯。
 - ◎ 1年間（8月1日～翌年7月31日）の医療保険と介護保険の自己負担額の合計が設定された限度額を超えた世帯。

※被用者保険：公務員や会社員、その扶養家族が加入する健康保険のこと

Q3 給付を受けるには？

- A 各市町村への申請が必要です。（申請書を提出します）

Q4 有効期限は？

- A 基準日の翌日から2年間です。2年を過ぎた場合は時効になります。（該当かも？と思ったら、市町村へ確認しましょう）



高額介護合算療養費は、世帯の負担を軽減してくれる制度なので、申請して家計負担を軽くしましょう！！



編集後記



あけましておめでとうございます。

今号では、「高額介護合算療養費制度」について掲載させていただきました。

コロナ禍で迎えた新年。今年こそは新型コロナウイルスが収束し、明るいニュースの多い一年であることを願います。

本年も「ぽかぽか」は、皆さんのお役に立てる情報を紹介していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（脇田・齋藤・栗原・中莖）

★ ご意見・ご連絡先 ★

社会医療法人 恒貴会 協和中央病院
医療福祉支援相談室
発行責任者 池田 玲子

〒309-1195
茨城県筑西市門井1676番地1

TEL 病院代表 0296-57-6131
居宅介護支援直通 0296-57-7205
医療福祉相談直通 0296-57-7230
（休日・夜間 090-6935-3337）

FAX 0296-57-4676
URL <http://www.kyowachuo.jp>
Eメール renkei@kokikai.com

